

6 教育・保育の量の見込みと確保の内容

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、現在、公立の認定こども園、私立の認定こども園・保育園が運営されています。今後とも、これまで培われてきた知識・技能を生かし、質の高い教育・保育の提供に努めていきます。

また、教育・保育課程の毎年度の改訂や幼小連携に向けた合同研修会の実施等、教育・保育の一体的な運営の推進を図るとともに、公立の認定こども園、私立の認定こども園・保育園及び小学校の各施設間の情報共有や交流活動等の実施等、より多角的な連携に努めていきます。

(1) 基本的な考え方

1号認定・2号認定・3号認定の区分

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園(教育)
2号認定 (保育短時間) (保育標準時間)		あり	満3歳以上で保護者の就労や病気などにより、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園(保育)
3号認定 (保育短時間) (保育標準時間)	0～2歳		満3歳未満で保護者の就労や病気などにより、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園(保育)

(2) 年度ごとの量の見込みと確保の内容

(単位:人)

		1号認定		2号認定		3号認定			
		3～5歳		3～5歳		0歳		1・2歳	
		量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容
令和7年度	教育・保育施設	86	86	408	418	17	17	178	190
令和8年度		80	80	378	388	16	17	173	184
令和9年度		69	69	327	334	16	16	175	187
令和10年度		64	64	303	310	15	16	170	182
令和11年度		62	62	294	302	15	14	164	175

7 計画の推進

(1) 進行管理の方法

本計画に基づく各施策の実施状況については、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

(2) 社会経済情勢等に対応した推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などのさまざまな状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

第3期 朝来市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和7年3月

発行:朝来市 編集:こどもみらい部子育て支援課

〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 TEL:(079)666-8103 FAX:(079)672-5369

第3期

朝来市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和7年度～令和11年度



令和7年3月 朝来市

1 計画策定の趣旨

平成27年4月に幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』がスタートしたことに伴い、本市では、平成27年から「朝来市子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、子どもや子育て家庭への支援に取り組んできました。

しかしながら、社会情勢や国の動き、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しており、子ども・子育てに関する支援は新たな段階へと進んでいます。

本市では、このたび「第2期朝来市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、社会情勢や国の動き、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ強力に推進するため、「第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組みます。

2 計画の位置づけ

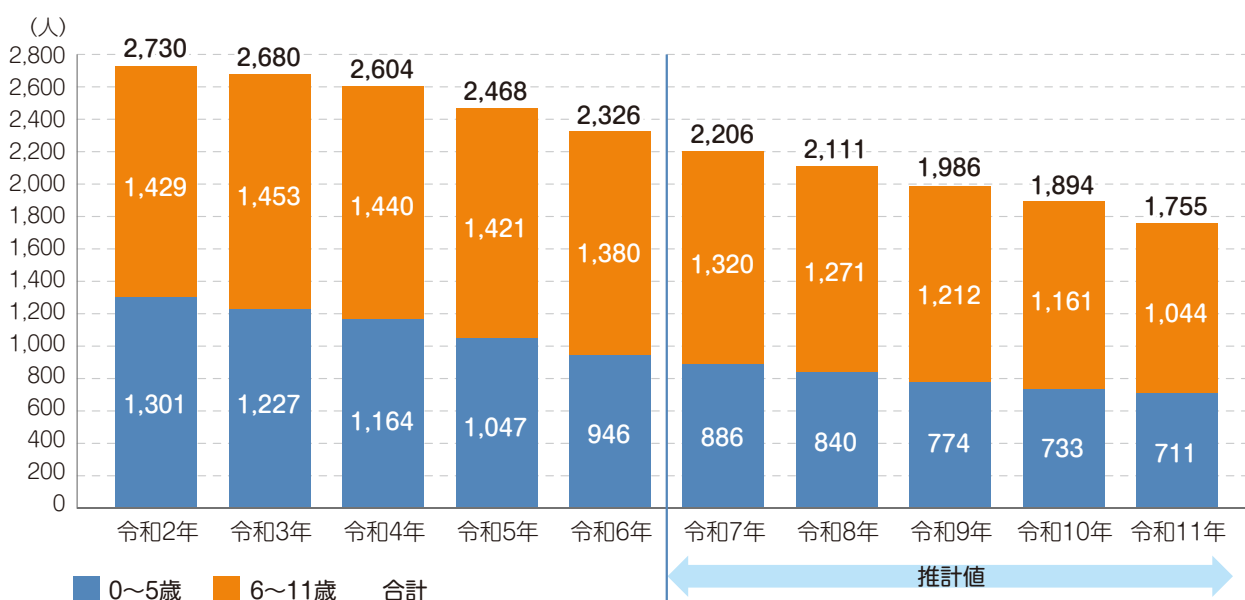
本計画は、「第3次朝来市総合計画」及び「第4期朝来市地域福祉計画」との整合を図るとともに、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調和を図りながら策定しています。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけるとともに、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困対策計画も包含しています。

3 児童数の今後の見通し

0～5歳、6～11歳人口の推計

0～5歳人口（未就学児童と設定）と6～11歳人口（小学生児童と設定）は、減少傾向が続いており、今後も減少していくことが見込まれます。



4 基本理念



子どもの笑顔を地域で支える
子育て・子育て応援のまち



子どもは、未来の「社会」を担う要であり、次代の主役である子どもが健やかに成長するために、子どもの権利が十分に尊重される子育て社会をつくりあげていくことが求められています。

家庭で愛情を持って子育てをすることを基本に、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応して、子どもの育ちと子育て環境を地域全体で支援していく必要があります。そのためには、地域や学校、事業者、団体、行政などが、互いに連携し、支えあうことが重要です。

世代等を超えて、市民一人一人が地域とつながり、地域で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることで、すべての子どもの笑顔をみんなで喜び合える朝来市を目指し、本計画の基本理念を定めます。

5 計画の基本目標と施策の体系

基本目標 1 子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり

地域において、子どもや子育て支援に対する理解を深めるとともに、子育て力を高め、子どもがのびのび育つ環境づくりを進めます。

また、障害（発達障害を含む）・虐待・養育が困難な家庭や貧困・ヤングケアラー等配慮を必要とする子どもや子育て家庭について、行政、関係団体、地域住民等の連携を強化し、地域全体で支援します。

基本施策 1 地域ぐるみの子育て力の向上

① 地域における子育て支援の充実 ② 家庭における養育力の向上

基本施策 2 配慮を必要とする子育て家庭への支援

① ひとり親家庭への支援 ② 児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援の充実
③ 障害児及び医療的ケア児等への支援の充実 ④ 子どもの貧困対策の推進 ⑤ 外国人家庭等への支援の充実

基本目標 2 親と子の心身の健康を支える環境づくり

妊娠期から子育て期における心の不安を解消するとともに、身体の健康を維持し、安心していきいきと子育てができ、子どもに愛情が注げるよう、母子保健事業をはじめ、子育て家庭、次代を担う子どもを対象とした保健事業の充実に努めます。

基本施策 1 妊娠期から切れ目ない支援体制の構築

① 健やかな妊娠・出産に向けた支援の充実 ② 子どもの健やかな発育・発達への支援の充実
③ 地域での健幸づくりの推進

基本施策 2 周産期・小児医療体制の充実

① 周産期医療・小児救急医療体制の維持、確保

基本目標 3 子どもの生きる力と豊かな心の育成

次代を担う子どもが、その成長とともに豊かな人間性を形成し、健やかな身体と確かな学力・生きる力を育ていけるよう、乳幼児期から学童期、思春期に至るまでの長期的な視点で教育・保育内容を充実させるとともに、心の健康と豊かな人間性を養うための事業に取り組みます。

基本施策 1 生きる力を育む教育環境の整備

① 幼児教育・学校教育の充実 ② 豊かな心と身体の育成 ③ 安心して学ぶことのできる環境づくり

基本施策 2 次世代の親の育成

① 命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進 ② 思春期保健対策の充実

基本目標 4 子どもと子育て家庭が安全・安心に暮らせるまちづくり

子育て家庭の保護者の就労状況や諸事情によるさまざまなニーズに対応したきめ細かな教育・保育サービス等を提供するとともに、子育て家庭に寄り添った支援をすることで、子育て家庭のさまざまな負担を軽減します。

また、子どもや子育て中の家庭が、地域で安心して快適に暮らせるよう生活環境の整備・改善や子どもの居場所づくりへの支援に努めます。

基本施策 1 子どもを生み、育てやすい環境づくり

① 子育て支援制度の充実 ② 経済的負担の軽減 ③ 安全・安心な環境づくりの推進
④ 子育て世帯の移住、定住の推進 ⑤ 多様な居場所づくりの推進

基本施策 2 仕事と子育ての両立の推進

① 子育てがしやすい職場環境づくり ② 男女共同による子育ての推進

